

NECグリーン調達ガイドライン
第5版
(お取引先様向け)

2018年2月28日

日本電気株式会社

目 次

1	はじめに	2
2	適用範囲	2
3	用語の説明	2-3
4	お取引先様に対して要求する必須条件	3
5	調達品に対して要求する必須条件	3
6	グリーン調達品の定義	4
7	グリーン調達の基準	4-8
8	グリーン調達の取り組み状況調査	8-9
9	附則	9
・	改訂履歴	10

1 はじめに

国連の「SDGs（持続可能な開発目標）」や気候変動枠組み条約の「パリ協定」など、世界では持続可能な社会の構築に向けた取り組みが急速に進んでおり、その中で企業の役割が重要になってきています。弊社では、環境への対応を経営の最高課題の一つとして位置付け、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献することを「環境経営」として推進してきました。弊社が目指す「環境経営」の実現には、サプライチェーン全体での取り組みが不可欠です。これまでも、お取引先様のご協力のもと、グリーン調達を推進してまいりましたが、これに加え、このたびお取引先様と一体となって気候変動対策をさらに推進すべく、グリーン調達ガイドラインを改訂しました。

本ガイドラインは、グリーン調達に関して、最低限遵守していただきたい【必須条件】と、お取引先様の環境活動に取り込まれるよう配慮していただきたい《要望事項》を示しています。【必須条件】を満足していただけない場合は、今後お取引を控えさせていただく場合がございます。《要望事項》につきましては、取り組み状況を確認させていただき、より積極的に取り組まれているお取引先様からの調達を優先させていただきます。なお、グリーン調達の基準は、今後の法規制や社会動向により適宜改訂いたします。

2 適用範囲

本ガイドラインは、NECの全ての調達品を対象とします。

3 用語の説明

(1) 調達品:

NECが調達する完成品（OEM品など）、ユニット、部品、部材、薬品、ガス、設備、ソフト、サービス及び包装材など。

(2) EMAS:

Eco-Management and Audit Schemeの略。EUの環境管理・監査スキーム。

(3) エコアクション21:

環境省が中小事業者等へ普及推進を進める環境活動評価プログラム。環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価、環境報告をひとつに統合したもの。

(4) KES:

京都・環境マネジメントシステム・スタンダードの略。京都のアジェンダ21フォーラム KES認証事務局が認証する中小企業向け環境マネジメントシステム。

(5) エコステージ:

一般社団法人エコステージ協会が認証する環境マネジメントシステムであり、ISO14001との整合性が高い。

(6) 環境影響物質：

NECの定義では、環境や人の健康に影響を与える可能性のある物質で、法規制や自主基準により管理すべき物質。

(7) 製品環境アセスメント：

環境保全に配慮した、省資源、省エネルギー製品を世の中に提供するために、地球温暖化、資源循環、環境影響物質の排除等の環境設計コンセプトに基づき、開発設計の段階で環境を考慮した事前評価を行うこと。

4 お取引先様に対して要求する必須条件

NECでは、調達品そのものの環境負荷の低減を考慮すると共に、調達品を製造・販売している企業の環境保全に対する積極的な取り組みも、調達先選定にあたっての重要な判断要素と考えています。企業の環境保全への取り組み状況を確認し、次の(1)から(3)の内容を全て満足したお取引先様から調達させていただきます。

(1) 環境マネジメントシステムの構築

製品を開発、製造している工場、及び製品を販売しているオフィス等において、環境マネジメントシステムを構築していること。

(2) NECが指定する「使用禁止物質」(表1 参照)を、製造工程内で使用していないこと。

(3) 調達品に含有する化学物質調査に対してご回答いただけること。

5 調達品に対して要求する必須条件

環境汚染や人の健康障害の防止には、NEC製品の製造時、使用時、及び、廃棄・処分時を通じて、環境影響物質が放出されない適正な設計および処置を施す必要があり、NEC製品に組み込まれる調達品/NEC製品と共に出荷される調達品の環境負荷の低減も不可欠です。環境影響物質については、調達品への非含有により、グリーン製品の設計推進、及び、廃棄処分の更なる適正化を図ります。この目的を達成するために、NECが定める「含有禁止物質」、及び「条件付き含有禁止物質」を含有しない完成品、ユニット、部品、部材、及び、包装材を調達させていただきます。対象となる物質は、「製品含有化学物質の調達制限に関する基準」(文書番号：環管通04-006)にてご確認ください。

なお、本【必須条件】は、NEC製品に組み込まれないソフトウェア、サービス、薬品、ガス、及び、設備等は対象外とします。

6 グリーン調達品の定義

6.1 NEC製品に組み込まれる調達品／NEC製品と共に出荷される調達品

本グリーン調達ガイドライン 第4章「お取引先様に対して要求する必須条件」を満足した調達品であって、第5章「調達品に対して要求する必須条件」を満足した調達品を「グリーン調達品」とします。

6.2 その他の調達品

ソフト、サービス、薬品、ガス、及び、設備等については、本グリーン調達ガイドライン 第4章「お取引先様に対して要求する必須条件」(1)を満足する調達品を「グリーン調達品」とします。なお、薬品、ガス、及び、設備については、調達時に環境面の事前評価（化学物質事前評価、設備事前評価）を行います。

7 グリーン調達の基準

NECでは、調達品を製造・販売しているお取引先様の環境保全に対する取り組みと、調達品そのものの環境配慮について、それぞれ【必須条件】、《要望事項》として要求します。お取引先様の選定にあたっては、それら要求への対応状況を判断基準とします。

7.1 お取引先様における環境保全活動

(1) 環境マネジメントシステムの構築 【必須条件】

製品の最終生産または包装を行う工場及びオフィスにおいて、環境マネジメントシステム(EMS)を構築してください。EMSは、国際規格 [ISO14001、EMAS]、その他の第三者認証(エコアクション21、KES、エコステージ等)の取得が望まれます。自社でEMSを構築の場合は、以下の①から⑥の項目を含んだEMSを構築してください。なお、製品設計ならびに生産会社につきましては、含有化学物質の管理体制もEMSの範囲に含めてください。

- ① 環境方針の策定
- ② 環境管理責任者と環境管理組織体制の設置
- ③ 環境関連法規制の把握と遵守
- ④ 環境目的、目標、計画の策定と実施
- ⑤ 従業員に対する環境教育の実施
- ⑥ 法順守状況及び環境活動状況の定期的な確認

(2) 製造工程における環境影響物質の適正管理

製造工程で使用する環境影響物質については、以下の項目①,②に従い管理してください。

- ① 使用禁止物質の不使用 【必須条件】

NECの調達品の製造工程に「使用禁止物質」(表1 参照)を使用しないこと。NECの調達品の製造工程において本物質を使用しているお取引先様からは、原則として調達しません。但し、冷媒または消火用途は対象外とします。

② 使用回避物質の全廃努力 《 要望事項 》

NECの調達品の製造工程に「使用回避物質」(表1 参照)を使用している場合は、全廃に向けた自主的な削減目標を設定し、全廃に向けて努力してください。

表1 製造工程における環境影響物質

分類	No	物質群名称	CAS	主な関係法令等		NEC要求
使用禁止物質	1	CFC (クロロフルオロカーボン)	—	1996.1～全廃	モントリオール議定書 オゾン層保護法	使用禁止
	2	1, 1, 1 トリクロロエタン	71-55-6	1996.1～全廃		
	3	四塩化炭素	56-23-5	1996.1～全廃		
	4	ハロン	—	1994.1～全廃		
	5	HBFC (ハイドロブromoフルオロカーボン)	—	1996.1～全廃		
	6	臭化メチル	74-83-9	2005.1～全廃		
使用回避物質	1	HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)	—	2020.1～全廃 ^{注1}	モントリオール議定書	全廃努力

注1) モントリオール議定書に於ける、先進国規制スケジュール(1998年12月発効)

(3) 調達品に含有する化学物質の調査回答【 必須条件 】

NECからの要求により調達品に含有する化学物質情報が回答できるように、含有化学物質情報の収集・データ作成等の管理をしてください。

(4) 製品環境アセスメントの実施 《 要望事項 》

製品を設計している場合は、設計段階において製品環境アセスメントを実施し、製品の環境負荷低減に努めてください。但し、ソフト、サービスなどの無形品は対象外とします。

(5) 気候変動への対策 《 要望事項 》

NECグループでは、持続可能な経営基盤を構築するために、サプライチェーン全体で気候変動に対し「緩和」と「適応」の両面から対策しています。サプライチェーンの一部を担うお取引先様におかれましても、「緩和」と「適応」の両面からの気候変動対策(下記①、② 参照)を行ってください。

また、サプライチェーン全体で気候変動対策を実現するために、お取引先様の上流のサプライヤー様へ気候変動対策の働きかけを行い、必要に応じて指導・助言をお願いします。

① 「緩和」：温室効果ガスの排出量削減

温室効果ガスの排出量削減目標を設定し、省エネ・節電活動、業務効率化などの視点から具

体的な対策を計画的に推進してください。

② 「適応」：気候変動の影響への備え

気候温暖化の進展に伴い、異常気象による洪水や浸水、強風、水資源不足等の被害拡大が見込まれています。お取引先様の事業及びサプライチェーンに対する影響を評価して、事業継続の視点から計画的な対策を行ってください。なお、気候変動に伴うリスクの詳細については、下記の「IPCC第5次報告書の概要」（環境省）を参照ください。

http://www.env.go.jp/earth/ipcc/5th/pdf/ar5_wg2_overview_presentation.pdf

(6) 地球環境保全への取り組み 《 要望事項 》

地球環境保全への取り組みとして下記①から⑧の項目に取り組んでください。

① 温室効果ガスの削減

製品の製造工程、及び事業活動から排出される温室効果ガス(二酸化炭素等)の削減や、使用が規制されているフロン削減、全廃に取り組んでください。

② 水使用量の削減

製品の製造工程やお取引先様の事業活動の中で使用する水の使用量の削減に取り組んでください。

③ 廃棄物の排出量削減

製品の製造工程やお取引先様の事業活動から排出される廃棄物の削減、廃棄資源の再利用に取り組んでください。

④ 化学物質の管理

製品の製造工程で使用する化学物質の適切な保管・使用量等の管理、及び使用量の削減に取り組んでください。

⑤ 資源消費量の削減

製品に使用する資源の使用量削減や、製品の製造過程で消費する電力、ガスなど、資源の削減に取り組んでください。

⑥ 包装・梱包材の環境負荷削減

製品の包装・梱包材の使用量の最小化、繰り返し再使用可能な梱包構造の採用に取り組んでください。

⑦ 環境影響評価（大気汚染防止、水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止等）

製品の製造工程や、事業活動から事業所の近隣・住民等へ影響を与えないように、必要な処置をとると共に、定期的にこれらの測定・監視に取り組んでください。

⑧ 生物多様性保全への取り組み

生物多様性に関して従業員の理解を促進すると共に、事業所内・外の希少な動植物の保全を、従業員や近隣・自治体などと連携して取り組んでください。

(7) グリーン調達の実施 《 要望事項 》

NECが要求しているグリーン調達基準と同等の内容を、お取引先様のグリーン調達基準として設定し、お取引先様の調達品についてもグリーン調達に取り組んでください。

(8) 情報開示 《 要望事項 》

お取引先様の製品に関する環境配慮情報や、お取引先様における環境保全の取り組み状況などを積極的に開示してください。

7.2 調達品の環境配慮

(1) 製品に含有する環境影響物質の適正管理 【 必須条件 】

NECでは、国内外の法規制、またはNECの自主規制により、製品に含有することを禁止する「含有禁止物質」や、一定の制限のもと製品に含有することを禁止する「条件付き含有禁止物質」、意図的な含有を制限するものではなく、含有の有無及びその含有濃度を把握し報告すべき「含有管理物質」をそれぞれ指定していますので、それぞれの条件を順守してください。

① NECの調達品への「含有禁止物質」及び「条件付き含有禁止物質」の非含有

「製品含有化学物質の調達制限に関する基準」（文書番号：環管通04-006）に基づき、非含有の順守をお願いします。なお、「条件付き含有禁止物質」の含有制限に関しては、対象外の製品がありますので、図面または仕様書の指定確認またはNECの発注元への内容確認をお願いします。

② NECの調達品への「含有管理物質」の含有の有無情報の提示

「製品含有化学物質の調達制限に関する基準」（文書番号：環管通04-006）に基づき、「含有管理物質」を確認し、「含有管理物質」が含まれる場合は、その含有情報を提供してください。

(2) 省資源・省エネルギー 《 要望事項 》

以下の項目①から③の視点を考慮し、資源やエネルギー消費が少なくなるように設計してください。

- ① 使用時・待機時の消費電力が少ないこと
- ② 小型・軽量化が図られていること
- ③ 希少資源の使用量が少ないこと

(3) 長期使用可能 《 要望事項 》

修理や部品交換が容易で長期間の使用が可能になるように設計してください。

(4) 再使用部品・再生素材の利用 《 要望事項 》

可能な限り、再使用部品や再生素材を使用してください。

(5) リサイクル容易性 《 要望事項 》

リサイクルしやすい素材を使用し素材毎に分離・分解が容易になるように設計してください。

(6) プラスチックの材料名表示 《 要望事項 》

25g以上のプラスチック材料からなる成型部品は、以下のJIS規格に従った材料名の記号を表示してください。また、25g未満の場合でも可能な限り表示してください。

- ① JIS K 6899-1 (ISO1043-1)
「プラスチック－記号及び略語－第1部：基本ポリマー及びその特性」
- ② JIS K 6899-2 (ISO1043-2)
「プラスチック－記号及び略語－第2部：充填材及び強化材」
- ③ JIS K 6899-3 (ISO1043-3)
「プラスチック－記号及び略語－第3部：可塑剤」
- ④ JIS K 6899-4(ISO1043-4)
「プラスチック－記号及び略語－第4部：難燃剤」
- ⑤ JIS K 6999 (ISO11469)
「プラスチック－プラスチック製品の識別及び表示」

8 グリーン調達の実施状況調査

(1) 第7章「グリーン調達の基準」に基づき、お取引先様の環境保全活動における温室効果ガスの排出量削減目標や排出実績、気候変動への対策(7.1 参照)、及び調達品の環境配慮(7.2 参照)の取り組みについては、原則、毎年1回、弊社が選定するお取引先様に対して「環境活動調査票」を用いて、確認させていただきます。

(2) 以下の①から④の【 必須条件 】及び⑤から⑥の《 要望事項 》については「環境活動調査票」による確認結果をもとに、現地確認・インタビューをさせていただくことがあります。

- ① 環境マネジメントシステムの構築
- ② 製造工程における使用禁止物質の不使用
- ③ 調達品に含有する化学物質の調査回答
- ④ 調達品への含有禁止物質、及び条件付き禁止物質の非含有
- ⑤ 気候変動への対策

⑥ 地球環境保全への取り組み

- (3) 「環境活動調査票」による情報に変更があった場合には、速やかに最新の情報を、弊社担当部門へ提出していただくようお願いいたします。

9 附則

必要に応じ契約、覚え書き、購入仕様書等でグリーン調達に関する条項を個別仕様として追加させていただく場合があります。その場合は、本グリーン調達ガイドラインに対して前述の個別仕様を優先させていただきます。

NECでは、本グリーン調達ガイドラインにもとづきご提供いただいた情報をもとに、よりグリーン調達に適合したお取引先様・製品を調達させていただきます。また、ご提供いただいた情報は弊社の規定に基づき、機密保持の管理を致します。

改訂履歴

● 第2版の改訂内容（2004年6月）

6. お取引先の評価内容（1）環境管理システム に以下の変更。

① 第三者認証にエコアクション21（環境省）、エコステージを追加。

③ 自主構築基準の④、⑥の文言変更

● 第3版の改訂内容（2004年12月）

- ・ソフト及びサービス会社の対象外部分を注記
- ・含有物質管理の重要性を明記
- ・製造工程禁止物質追加（回避物質から移行：臭化メチル）
- ・含有物質基準を改定（対象物質、カテゴリー分け等）
- ・含有物質基準については、「含有物質調達制限基準」やJGPSSIガイドラインを引用（重複箇所は削除）
- ・RoHS適合調査の実施を明記

● 第4版の改訂内容（2010年6月）

- ・欧州REACH規則にあわせ全面改訂。

● 第5版の改訂内容（2018年2月）

- ・気候変動への対応(温室効果ガスの排出量削減、気候変動の影響への備え)を追加
- ・「評価格付け」を「要望事項」へ変更
- ・環境活動調査票による活動調査を追加

【発行元】

日本電気株式会社 品質推進本部 環境推進部

〒108-8001 東京都港区芝五丁目7番1号

改版 2018年 2月 28日